平成２９年（フ）第５７６号
神奈川県秦野市鶴巻南１丁目12番13号　スクエア東海大前　102号、前住所神奈川県秦野市堀山下342番地の１　㈱ジェイエスジー内
債務者　山本　秀次
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８０号
神奈川県平塚市田村７丁目17番７－101号　パセオ湘南、前住所神奈川県平塚市徳延393番地　モアクレストⅡ－202
債務者　加藤　一利
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５８１号
神奈川県平塚市田村７丁目17番７－101号　パセオ湘南、前住所神奈川県平塚市徳延393番地　モアクレストⅡ－202
債務者　加藤　滝夫
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第５９１号
神奈川県伊勢原市上粕屋732番地　Ｅｙｅｃｏｕｒｔ102号
債務者　安　　和彦
1　決定年月日時　平成29年11月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第１６８０号
愛知県小牧市曙町52番地　小牧荘Ａ－２号
債務者　江藤　正二
1　決定年月日時　平成29年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７８号
札幌市北区麻生町５丁目６番10号　丸佐ハイツ11号
債務者　坂口　正人
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８６号
札幌市東区東苗穂９条２丁目17番13号
債務者　福地　一成
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８７号
札幌市東区東苗穂９条２丁目17番13号
債務者　福地　広恵
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００８号
札幌市西区山の手１条４丁目２番１号　ハイツ敦賀101号
債務者　岡本　千春（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０３７号
札幌市西区発寒11条４丁目18番10号　メゾン・ド・にこぴあ101号
債務者　千葉八千代
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５１号
札幌市北区新川５条２丁目１番13号　パレーシャルＫ．Ｓ101号
債務者　角田惠美子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０５８号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番２－506号
債務者　佐々木夏枝
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８１号
函館市昭和２丁目16番８号　ミナミハイツ６号
債務者　菊池　光容
1　決定年月日時　平成29年11月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１５号
北海道苫前郡羽幌町北町17番地
債務者　中村　博光
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１６号
北海道苫前郡羽幌町北町17番地
債務者　中村　陽子
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
旭川地方裁判所留萌支部

平成２９年（フ）第１７号
北海道留萌市塩見町135番地の32
債務者　本間　章裕
1　決定年月日時　平成29年11月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月４日まで
旭川地方裁判所留萌支部